

2022年 第3号

本レポートは、経済産業大臣の認定を受けた経営発達支援計画に基づき作成・発刊いたします。

師走になると、その一年を通じたヒット商品や流行語のランキングが発表されます。その年の流行や消費動向など様々な社会情勢を反映したこのランキングは、商品やサービス開発のヒントにあふれています。今回はランキングから動向を分析しました。

大垣市商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/oogakishi/>

TEL:0584-71-0294

FAX:0584-71-1770

▶あなたはいくつ知っていましたか？ 2022年ヒット商品ランキングで見る消費動向

12月に入り、日本経済新聞系の流通専門新聞「日経MJ」と流行情報誌「日経トレンドィ」より2022年のヒット商品が発表されました。2つのランキングから2022年の消費動向を読み解きます。

健康志向：巣ごもり消費は健在。睡眠の質が上がると評判の乳酸菌飲料、バランス栄養食をうたうインスタント食品、炭酸水を持ち歩けるマイボトル、超極小気泡のシャワーヘッドがランクイン。

癒し：コロナ禍の先行き不安で癒されたい人が多数。癒されキャラアニメがヒットし、ジブリパークは話題性も相まって予約が殺到。

コスパ：ウクライナ問題や円安による物価高で皆が価格や費用対効果に敏感に。冷却ネックリングでコスパ良く猛暑を乗り切り、低価格衣料通販「SHEIN」は高見えで若者から絶大に支持された。

昨今のヒットに大きな役割を果たしているのは、InstagramやTwitterといったSNSです。本来周辺の人にしか伝える術のなかった口コミがSNSで全国に発信されることで、商品に対する消費欲求が加速します。「#3年ぶり」はSNSでよく使われたキーワードで、SNSの発信力の大きさを物語っています。「ヤクルト1000」や「ちいかわ」、「ガチャ旅（旅ガチャ）」もSNSで人気が広がりました。

ここで注目したいのがZ世代（25歳以下の若年層）。SNSでの情報拡散力があり全年代を巻き込んだ流行を作り出します。イントロの短い曲を好みYouTubeは2倍速で視聴とタイパ（タイムパフォーマンス）に敏感です。ランク外ですが、2日間入浴していない状態を指す単語「Day2（でいつー）」は、入浴時間さえ省略するZ世代の合理性が感じられます。世代的に購買力は大きくありませんが、今後の消費動向を左右する世代であり、これからの動きに注目です。

2023年はいよいよ本当の「アフターコロナ」元年。その中でも「コスパ・タイパ」指向は継続することが予想されます。

2022年ヒット商品番付

東	横綱	西
コスパ&タイパ		#3年ぶり
サッカーW杯 日本代表	大関	ヤクルト本社 [ヤクルト1000/Y1000]
ポケットモンスター スカーレット・バイオレット	関脇	ジブリパーク
ワンピース フィルム レッド	小结	トップガン マーヴェリック
ガチャ旅	前頭	ちいかわ
SHEIN(シーイン)	同	ユニクロ [タックワイドパンツ]
日産自動車「サクラ」	同	サイエンス 「ミラブルzero」
月見バーガー商戦	同	カヌレ
スパイファミリー	同	silent

[出典：日経MJ 2022. 12. 7]

2022 ヒット商品ベスト10

- 1 Yakult1000/Y1000
- 2 ちいかわ
- 3 PCM 冷却ネックリング
- 4 トップガン マーヴェリック
- 5 完全メシ
- 6 炭酸飲料対応ボトル
- 7 翠ジンソーダ缶
- 8 日産サクラ/eK クロス EV
- 9 スプラトゥーン 3
- 10 レンジで温める 冷やし中華

[参考：日経トレンドィ 2022. 12 月号]

▶販路開拓にお困りの方は商工会にご相談ください

ヒット商品を生み出すためには、ただ良いものを作れば良いというだけでなく、「ターゲット」と「セールスポイント」を的確に設定することが大切です。「どこで売ればいいのか？」、「どのように売ればいいのか？」という声がよく聞かれます。多くの小規模事業者は販路開拓における「営業・販促活動強化」に課題を抱えています。



商工会では、企業・製品などのキラリと光る魅力の磨き上げの支援、戦略立案など販路開拓までの道筋・行動計画を描くための支援をサポートしています。そのサポートの1つとして販路開拓などの課題を抱える小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つ専門家を事業所へ派遣し、具体的・実践的な支援を無料・秘密厳守にて実施しています。お気軽に地域の商工会にご相談ください。

▶地域別景況予報 2023年1~3月期見通し

地域名	総合指数	個人消費	生産活動	設備投資	企業収益	資金需要
岐阜	☔	☔	☔	☔	☔	☀
西濃	☔	☔	☀	☀	☔	☀
東濃・可茂	☔	☁	☁	☁	☔	☀
飛騨・郡上	☀	☀	☔	☀	☔	☀

【岐阜県全域の現況】 コロナの影響は徐々に軽減されつつあり、売上高は相応に回復しているものの、原材料等の高騰や円安等が収益圧迫につながっています。

【個人消費】 相次ぐ値上げが家計を圧迫しています。旅行・外食などのサービス消費は回復傾向に

ありますが、新型コロナ第8波の懸念もあり今後の見通しは不透明です。

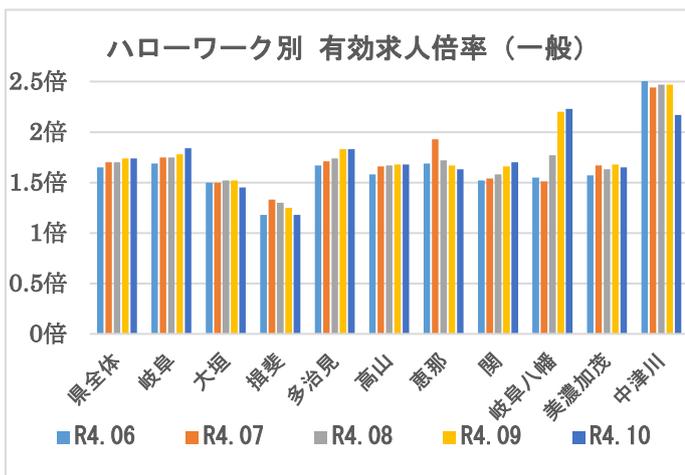
【設備投資】 補助金を利用した設備更新や新規投資は依然として需要が高いですが、原材料等高騰により設備投資計画の延期や見直しを行う企業が出ています。

【企業収益】 大半の業種で売上は回復傾向にあります。しかし円安や原材料高に伴うコストアップを価格転嫁できない点が収益力回復の足かせになっています。

【西濃地域】 前期と比べ個人消費が悪化しています。各種商品や光熱費の値上がりが続き、生活防衛色が強まっています。

[出典：櫛OKB 総研 景況指数調査（公開値の加工編集を施しております）]

▶ハローワーク別 有効求人倍率の推移

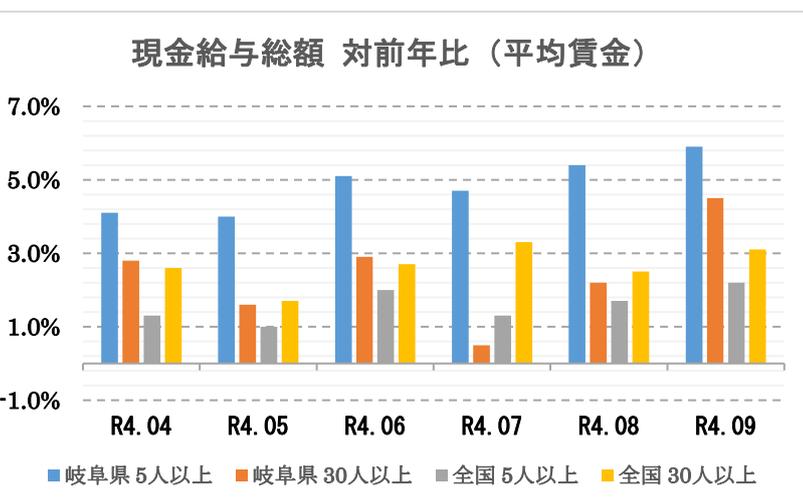


岐阜県の求人倍率は増加傾向にあり、特に中津川では2倍以上の倍率が続き、岐阜八幡でも9月以降2倍を超える倍率となり人材確保の難易度が相当高いことが伺えます。

昨年秋頃より全ての地区において前年同月の倍率を上回る傾向にあり、景気の持ち直しが感じられます。10月時点の一般の有効求人倍率は1.74倍と昨年同月を0.21ポイント上回り、令和2年以降倍率が年々増加しています。パートにおいても同様の傾向であることが伺えます。

[出典：岐阜労働局職業安定部]

▶事業所規模別 平均賃金の推移



岐阜県では、比較的小規模な企業を含む労働者5~29人（5人以上と表記）の事業所の伸び率が大きく、人材確保に向けた待遇の配慮が伺えます。また5人以上事業所は9ヶ月連続で増加し30人以上事業所でも7ヶ月連続で増加しています。

全国的に見ても、毎月増加していますが、特に30人以上事業所の増加率が高くなっています。

[出典：岐阜県統計情報 毎月勤労統計調査]



専門家コーディネーターによる



無料経営勉強会&相談会

岐阜県よろず支援拠点では、より深い専門知識をもった専門家コーディネーターが、経営上のお困りごとや課題に対応する相談会と、経営者の学びの場として無料の経営勉強会を開催しています。相談は個別形式、対面またはオンラインで対応しており、相談料は何度利用されても無料です。経営力UP！を目指す皆様、ぜひご利用ください。

税務・事業承継・法律・労務・人事・女性創業・デザイン・WEB・EC

9分野の専門家コーディネーターをご紹介します



税務/事業承継(火曜日)

担当：井上 学コーディネーター
公認会計士・税理士。中小企業の事業承継支援と決算書分析を起点とした経営改善をサポートします。



デザイン/WEB(水曜日)

担当：渡邊 義之コーディネーター
ウェブデザイン技能士。グラフィック・WEB・動画の領域でコストパフォーマンスの高い提案と、企業の強みを生かした課題解決で支援します。



法律(月一回不定期)

担当：見田村 勇磨コーディネーター
弁護士。企業の様々な問題に法的観点からバックアップを行います。



WEB(月・金曜日)

担当：足立 亜矢コーディネーター
見栄えだけでなく、ニーズに合わせた効果のあるサイト構築のアドバイスや、SNSの戦略的活用をサポートします。



労務/人事(水曜日)

担当：大塚 晋平コーディネーター
特定社会保険労務士。「経営の分かる社会保険労務士」として、企業の人事・労務管理、人材育成、経営改善をサポートします。



WEB(金曜日)

担当：篠田 里恵コーディネーター
サイトの製作・運用管理の経験を活かし、WEB・SNSを活用した売上拡大、個人創業をサポートします。



女性創業(月1回木曜日)

担当：梶原 ゆかりコーディネーター
キャリアコンサルタント。多数の創業支援実績を有し、女性の創業・起業を手厚く支援します。



EC(月・金曜日)

担当：山口 仁美コーディネーター
ECサイト(オンラインショップ)の構築やSNS活用、オンラインを利用した集客・売上拡大をサポートします。



女性創業(SDGs)(月1回木曜日)

担当：栗田 康代コーディネーター
経営コンサルタント。女性創業や経営視点でのSDGsの具体的な取り組みをアドバイスします。

開催日は裏面のスケジュール、または岐阜県よろず支援拠点HPよりご確認ください。

《相談会場》 岐阜県よろず支援拠点 ☎058-277-1088

岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館10F 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内

お問合せ・ご予約

大垣市商工会 TEL 71-0294

岐阜県よろず支援拠点 専門家コーディネーターによる無料経営勉強会 & 相談日ご利用方法

- 相談を希望される方は、大垣市商工会まで、お電話にてお申込みください。
- 事前予約制となります。下記スケジュールをご参照の上、ご予約ください。
- 法律に関するご相談は、1回30分。その他のご相談は、初回60分を目安に対応しております。
- 相談時間は、通常：9:00～17:00（午前）9:00～12:00（午後）13:00～17:00
- 最終受付は午前11時、午後16時となります。

相談は、対面相談とオンライン相談が選べます。ご都合の良い方法でご相談ください。

対面相談



顔を見てお話したい方。じっくり学びたい方はぜひ対面で！（会場は岐阜県よろず支援拠点）

よろず支援拠点
コーディネーター



オンライン相談

お店を留守に出来ない方。忙しくて時間が取れない方には、会社や自宅からオンラインで！

2023年1月 開催日

分野	開催日
税務/事業承継	10日(火)、17日(火)、31日(火)
法律	16日(月:午後)
労務/人事	11日(水)、18日(水)、25日(水)
女性創業	30日(月)
女性創業(SDGs)	19日(木)
デザイン/WEB	11日(水)、18日(水)、25日(水)
WEB(足立)	6日(金)、16日(月)、20日(金)、30日(月)
WEB(篠田)	13日(金)、27日(金)
EC	13日(金)、23日(月)

2023年2月 開催日

分野	開催日
税務/事業承継	7日(火)、17日(金)
法律	6日(月:午後)、17日(金:午後)
労務/人事	8日(水)、15日(水)、22日(水)
女性創業	2日(木)、17日(金)
女性創業(SDGs)	16日(木)、17日(金:午後)
デザイン/WEB	8日(水)、15日(水)、22日(水)
WEB(足立)	3日(金)、6日(月:午後)、17日(金)、20日(月)
WEB(篠田)	10日(金)、17日(金)、24日(金)
EC	6日(月:午後)、10日(金)、27日(月)

※1月1日（日）～1月3日（火）は年始休業となります。



専門家無料経営勉強会 & 相談会の開催日は、岐阜県よろず支援拠点HPからもご確認いただけます。
HP▶<https://www.gifu-yorozushien.go.jp>



岐阜県よろず支援拠点とは

よろず支援拠点は、国により全国47都道府県に設置された公設のコンサルティング機関です。岐阜県では公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内に設置されています。中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の頼れるパートナーとして、売上拡大、販路拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。ご相談は、何度ご利用いただいても無料です。



WEBセミナー 2023年1月 特集

「危機管理と事業承継の最強モデル」 徳川家康に学ぶ

～天下統一と長期安定政権～



江戸幕府が260年続いた理由は、創設した徳川家康が複数の危機管理策を構築し、「幕府」という事業の承継に成功したからだと言われています。徳川家の血筋が絶えないようにするために講じた策とは？戦国の世を終わらせるために選んだ後継者とは？企業が未永く繁栄するための秘訣をお伝えします。

大阪経済大学特別招聘教授
経済評論家

(おかだ あきら)
岡田 晃

WEBセミナーの視聴方法

使い方はとても簡単！すぐにご利用になれます

STEP 1

商工会・商工会議所の
HPよりWEBセミナー
サイトにアクセス



WEBセミナーの
バナーを選択します

STEP 2

ID・パスワードを
入力してログイン

ログインはこちら

ID: ○○○○

パスワード: △△△△

※ID・パスワードは商工会・
商工会議所にお問合せください

STEP 3

学びたいセミナーを
お選びください



※様々なジャンルで600タイトル
以上の豊富なセミナー

その他 600 タイトル以上を配信中

月間視聴ランキング BEST 2

1

インボイス制度と 電子帳簿保存法改正について

税務・財務・経理

税理士

大岡 百合子



令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）。一定の事項が記載された請求書の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件のひとつになります。本セミナーでは令和4年1月に改正された電子帳簿保存法のポイントと、インボイス制度への対応について解説いたします。

2

赤坂璃宮の元教育担当者が語る スタッフの士気を高める「教育の極意」

研修・人材育成

株式会社カメリア 代表取締役

佐野 由美子



「社員教育」はコロナ時代に入り複雑化しています。非接触ルールやリモートワーク、社員同士のコミュニケーション不足、世代間の仕事に対する価値観の違いなど…経営者や管理者の最重要な業務とも言われる「社員教育」。今回は「教育スケジュールの立て方と実施法」のポイントを豊富な実践事例を交えてお伝えします。

※2022年11月の再生回数を集計

おすすめセミナー

	タイトル	講師名	時間	内容
一般経営	「週末起業」生みの親 藤井孝一に聞く ～人生100年時代 を見据えたライフプラン～	藤井 孝一	47分	「週末起業」とは会社に勤めながら週末は自分のビジネスを立ち上げ、軌道に乗ったら独立する方法です。約20年前、不況・リストラを背景に同名の本はベストセラーとなりました。現在、幸せな生涯を送るため、定年後も継続的にお金を稼ぐことが求められています。成功事例と具体的な起業方法をお伝えします。
	これからの企業ブランディング	福井 崇人	43分	企業活動とは切り離せない「広告」。近年その手法や効果に大きな変化が起きています。そのひとつが、SDGsやパーパス（存在意義）を強く意識していることです。お客様と社員から共感、愛着、信頼を勝ち取り、企業の生産性と創造性を高める方法とは？ 広告・ブランディングの専門家が具体的に解説します。
	茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分	茶道の考え方を学ぶことで、ビジネスの成功に繋がった…という事例は多数あります。大手企業が行っている、作業効率アップの方法とは。茶道を実際に経験するには。セミナー編「世界のビジネスエリートが知っている教養としての茶道」をご視聴の後にご覧になれば、より深く内容をご理解いただけます。
研修・人材育成	NEW 経営者・管理者が成果を出すための 12の原理原則（1）	片貝 竜也	7分	研修後に「成果を出せる人」と「成果を出せない人」がいます。その違いは研修で学ぶスキル以外の部分、物事や状況に対する認識と対応の仕方という原理原則にありました。全12回でその原理原則をお伝えします。第1回は「変えられるものと変えられないものを理解する」です。
	NEW 働き方改革に効く 部下との関わり方の秘訣 ～命令しない現代の軍隊組織から学ぶ～	浅野 潔	54分	元海上自衛隊作戦教官（1等海佐）の講師。海軍での経験をもとに「ミリタリー式組織マネジメント」を考案。「目的と6つの機能」という手法を用いて、ウクライナ情勢の分析や企業倒産事例の改善策を提示していきます。会社経営の課題解決に繋がる海軍式マネジメント手法が知りたい方は必見です。
	元公安捜査官が教える「本音」「嘘」 「秘密」を引き出す技術	稲村 悠	32分	スパイ。それは政府や他の組織のために、秘密裏に敵や競争相手の「情報」を得る人のことを指します。今回は警視庁元公安捜査官の講師が、スパイ活動の経験をもとに、コミュニケーションで役立つ人心掌握術の極意を伝授します。くれぐれも悪用は厳禁です。
健康	NEW 元大手高級有料老人ホーム 施設長が教える！ 介護で仕事を 辞めない働き方	岩見 俊哉	70分	深刻化している高齢化社会の介護問題。現役世代にとっては、介護離職が原因で収入を絶たれるリスクが付きまといまいます。企業にとっても、介護を理由に優秀な人材を手放してしまうことは大きな損失です。仕事を辞めずに介護を続ける方法を具体的な事例を交えてお伝えします。
労務	心理学を通じた伝え方で コミュニケーションを考える	大野 ゆかり	33分	ハラスメントはただ法律や制度について伝えるだけではなくなりません。数多くの「ハラスメント」「メンタルヘルス不全」の現場を見聞きし、その対策セミナーに登壇してきた講師は心理学を通じたコミュニケーションに答えを見出しました。相手と信頼関係を構築する話法についてお話しします。
法律	NEW 会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【1. 解雇について】	米澤 章吾	14分	労働問題（解雇、残業、セクハラ・パワハラなどのハラスメント）の企業側の弁護を担当する講師（モンスター社員対策のエキスパート）。セミナー時によく受ける質問に3回シリーズでお答えします。第1回目「会社の秩序を乱す」「能力不足」「勤務態度が悪い」など問題社員を解雇にする際の対応事例です。
税務・財務	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分	中小企業は誰も守ってはいけません。コロナショックの最中、資金は1秒でも遅れると死を招きます。このような状況下でも耐えられる会社は休業できるBSを持っています。本講座の目的は、オーナー会社であれば、会社だけでなく社長のBSもよくなること。そして会社と社長に現預金を残すことです。
政治経済	SDGs 入門講座～親子でできる・ 家庭でできる SDGs ～	福田 多美子	45分	企業に対して SDGs に関するコンサルティングを行っている講師。企業という立場から SDGs への取り組みを考えた時、自社の業種と SDGs で一体何ができるのか……どのようにアプローチすれば良いのか……SDGs の取り組み方について企業だけでなく、家庭でもすぐに実践できるように解説いたします。
	中小企業が SDGs に取り組む 多数のメリット	進藤 勇治	21分	SDGs とは持続可能な社会の実現を目指して、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。日本でも環境問題・地球温暖化対策、持続可能な消費と生産などの観点から注目されています。企業が SDGs に取り組む意義や、事例を紹介いたします。

※掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です

商工会のWEBセミナーを利用して経営に役立てよう

大垣市商工会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

[http:// www.gifushoko.or.jp/oogakishi/](http://www.gifushoko.or.jp/oogakishi/)



商工会のホームページから

← こちらのバナーをクリック!



会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により600全てのコンテンツが視聴可能となります。



おすすめコンテンツ

「危機管理と事業承継の最強モデル」
徳川家康に学ぶ

講師
大阪経済大学特別招聘教授 / 経済評論家
岡田 晃



江戸幕府が260年続いた理由は徳川家康が危機管理策を構築し、「幕府」という事業の承継に成功したからだと言われています。徳川家の血筋を守った方策とは？ 家康が後継者に求めた資質とは？ 企業が末永く繁栄するための秘訣をお伝えします。

おすすめコンテンツ

インボイス制度と
電子帳簿保存法改正について

講師
税理士
大岡 百合子



令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）。一定事項が記載された請求書の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件のひとつになります。本講座では電子帳簿保存法のポイントとインボイス制度への対応について解説します。

IDとパスワードは

ID : 2025

パスワード : 2025

※ ご視聴に必要なIDとパスワードになります

	セミナー名	講師名	時間		セミナー名	講師名	時間
一般経営	「週末起業」生みの親 藤井孝一に聞く ～人生100年時代 を見据えたライフプラン～	藤井 孝一	47分	研修・人材育成	NEW 経営者・管理者が 成果を出すための12の原理原則 (1)	片貝 竜也	7分
	これからの企業ブランディング	福井 崇人	43分		NEW 働き方改革に効く 部下との関わり方の秘訣 ～命令しない現代の軍隊組織から学ぶ～	浅野 潔	64分
	茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分		元公安捜査官が教える 「本音」「嘘」「秘密」を 引き出す技術	稲村 悠	32分
労務	心理学を通じた伝え方で コミュニケーションを考える	大野 ゆかり	33分	健康 ライフスタイル	NEW 元大手高級有料老人ホーム 施設長が教える！ 介護で仕事を辞めない働き方	岩見 俊哉	70分
法律	NEW 会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【1.解雇について】	米澤 章吾	14分	政治経済	SDGs 入門講座 ～親子でできる・家庭でできる SDGs～	福田 多美子	45分
財務・税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分		地方創生に向けたSDGs 推進	影山 貴大	54分

※掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます

お問い合わせ 赤坂支所 TEL: 71-0294 墨俣支所 TEL: 62-6283 上石津支所 TEL: 45-2643

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。
(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>
(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。

括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で**1か月10%以上減少している事業主**。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、**直近3か月の月平均**で前年、前々年又は3年前同期比で**30%以上減少している事業主**。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(令和4年12月1日から令和5年3月31日まで)は継続します。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

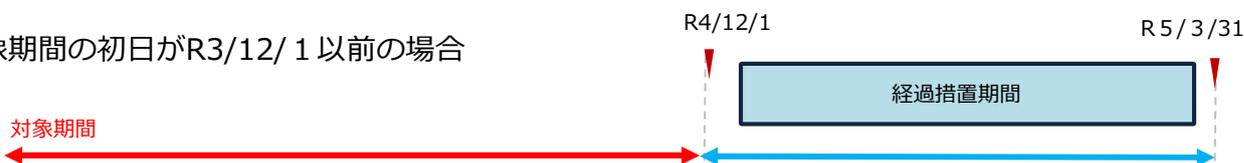


LL041130企01

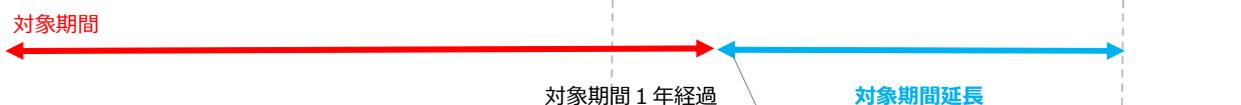
対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨がる場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。
なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
（注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
（注2）100日を超えた分は受給できません。

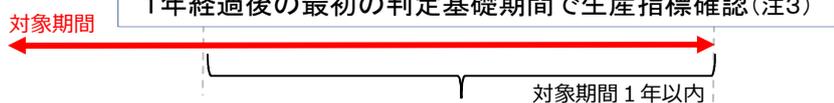
①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合



②：対象期間の初日がR3/12/2からR4/3/31の間にある場合



③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合



（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。生産指標の再確認はありません

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・不正受給に関する情報を把握している場合

リーフレット



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけると幸いです。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額***1×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

*1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額あり）

休暇取得期間	日額上限額	申請期限*2
令和4年10月1日～11月30日	8,355円	令和5年1月31日（火） 必着
令和4年12月1日 ～令和5年3月31日		令和5年5月31日（水） 必着

*2 令和3年8月1日～令和4年9月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年6月30日まで）です。

- Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」



事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援

検索



*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② **申請書の提出方法**

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）

※令和4年11月から、東京労働局の郵送先を変更しています。東京都内に本社が所在する事業主の皆様はご注意ください。

詳細は東京労働局HP トップ>「小学校休業等対応助成金の申請書の提出方法についてご注意ください」をご確認ください。

お問い合わせはコールセンターまで

『**小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**』（7月から電話番号が変わりました）
（フリーダイヤル）**0120-876-187** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)

ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）

・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

この制度は、以下にあてはまる方も対象となる場合があります。

元々に予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた

店が時短営業になり、1日当たりの勤務時間が短くなった

半年以上働いており、コロナの影響がなければ同様の勤務を続ける予定だった

【よくあるご質問】

- ・申請には会社の協力が必要ですか？
→協力がなくても申請出来ます。
- ・事業所を離職していても申請できますか？
→離職前の休業については申請できます。
- ・支給対象にならない業種はありますか？
→対象となる業種に限定はありません。
- ・会社の負担はありますか？
→会社の金銭的負担はありません。

本制度の詳しい情報は2ページ以降に記載しています。

勤め先が大企業か、中小企業かによって、支給対象や申請に必要な書類等に違いがあります。ご自身の勤め先に応じて、該当ページをご覧ください。

勤め先が中小企業の方
→ 2ページ

勤め先が大企業の方
→ 4ページ

【企業規模について】

以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が中小企業、それ以外の企業が大企業となります。

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

注意事項、お問い合わせ先は6ページをご覧ください。

中小企業にお勤めの場合

支給対象

<対象となる休業期間>

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

<対象者>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成すれば、対象となります。また、以下のケースであれば支給要件確認書で休業の事実が確認できない場合も、対象となる休業として取り扱います。

- ① 労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

給付金額の算定

令和4年7月1日から11月30日までの休業の場合は、80%

休業前の1日当たり
平均賃金

× 60% ×

各月の休業期間
の日数

－
・就労した日数
・労働者の事情で休んだ日数

1日当たり支給額

(8,355円(令和4年7月分は8,265円)が上限)

休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

中小企業にお勤めの場合

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日(火)
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日(金)
令和5年2月～3月	令和5年5月31日(水)

【注意点】

- **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。(例：11月の休業であれば12月1日から申請可能)
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- **既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**→支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。
(事業主経由での申請も可能です。)

【必要書類】

- (1) 支給申請書
- (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
- (3) 本人確認書類（免許証の写しなど）
- (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
- (5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）

※ **支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。**

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

大企業にお勤めの場合

支給対象

<対象となる休業期間>

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

<対象者>

大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で「支給要件確認書」を作成すれば、対象となります。
支給要件確認書において休業の事実が確認できない場合も、以下のケースは、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。

- ① 申請対象月のシフト表が出ている等により、当該月の勤務予定が定まっていた場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより「6か月以上の間、原則として月4日以上勤務」がある事実（※）が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）
（※）休業開始月の直近6か月では上記を確認できない場合でも、令和2年3月以前の6か月に月4日以上勤務が確認できれば、これに該当します。

給付金額の算定

令和4年7月1日から11月30日までの休業の場合は、80%

休業前の1日当たり
平均賃金

× 60% ×

各月の休業期間
の日数

・就労した日数
・労働者の事情で休んだ日数

1日当たり支給額

(8,355円（令和4年7月分は8,265円）が上限)

休業実績

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

大企業にお勤めの場合

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日(火)
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日(金)
令和5年2月～3月	令和5年5月31日(水)

【注意点】

- **申請開始日は休業した期間の翌月初日から**となります。(例：11月の休業であれば12月1日から申請可能)
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
→支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

申請に必要な書類と申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。
(事業主経由での申請も可能です。)

【必要書類】

- (1) 支給申請書
- (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
- (3) 本人確認書類（免許証の写しなど）
- (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
- (5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
- (6) (初回申請の場合) シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書
- (7) (6) の内容が確認できる書類
(労働契約書など。ない場合はその旨疎明書に記入して申し出てください。)

※ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。

- オンライン申請される場合、6ページ「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、上記書類を下記あて先に郵送してください。

〒600-8799

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

注意事項（中小企業、大企業共通の注意事項です）

- 休業支援金・給付金の支給に当たっては、労働者が申請する際に申請書に添付する「支給要件確認書」に、休業の事実などを証明いただく必要があります。**事業主の皆さまにおかれましては、円滑な支給のため、「支給要件確認書」の記載についてご協力をお願いします。**
- この支給要件確認書の記載は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、**労働基準法第26条の休業手当の支払義務について判断するものではありません。**
- 支給に当たっては**労働保険番号が必要**です。農林水産の一部の事業を除き、労働者を1人でも雇用していれば、業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、手続を行う必要があるものです。ただし、労働保険に加入していない場合であっても申請は可能です。申請受付後に労働局からの働きかけなどにより労働保険成立手続が完了した場合は支給対象となります。
- 休業支援金の趣旨を踏まえると、一般的に労働者が**休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。**
また、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。
- **複数の事業所について雇用される方は、複数事業所の休業について申請することができます。**
詳しい申請方法などは、下記「お問い合わせ」に記載の厚生労働省HP特設サイトにアクセスしてください。

不正受給対策の強化

○不正受給が疑われる場合は以下の措置を行います。

■ 訪問調査・立入検査

- ・ 申請書、支給要件確認書及び添付書類に不審な点がある場合、確認を求めるほか、**労働者や事業主等へ訪問調査**を実施します。
- ・ 雇用保険法第76条及び77条の規定に基づき、**関係書類の提供**を求めます。
- ・ 雇用保険法第79条の規定に基づき、**労働局職員が事業所等へ立入検査**を行います。
- ・ 正当な理由なく上記の提出又は検査を拒んだ場合は、雇用保険法第83条の規定により、**処罰**される場合があります。

■ 不正受給が判明した場合

- ・ **労働者や事業主に対して、支給を受けた額に加えてその2倍（合計して、最大で支給を受けた額の3倍）までの額と年3%の延滞金を請求**することがあります。
- ・ 詐欺等に該当する場合、不正受給者（事業主や代理人等も含む）を**刑事事件として告発等する**ことがあります。
- ・ **事業主や代理人の氏名等が公表**される場合があります。

お問い合わせ

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード①)

①



■ 総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。

同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> (右記QRコード②)

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

②

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

